

独立行政法人日本学生支援機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

(平成20年8月21日理事長裁定)

(目的)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)における建設工事(設計・コンサルティング業務を含む。以下同じ。)を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- 2 この要項において「他の公共機関」とは、国、国立大学法人、独立行政法人及び地方公共団体等をいう。
- 3 この要項において「業者」とは、独立行政法人日本学生支援機構契約事務取扱細則(平成16年細則第15号)第5条の規定により一般競争参加者の資格を有する者又はその他購入等契約を行おうとする者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、業者が別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止の措置を行うものとする。

(下請負人(再委託先)に関する取引停止の措置)

第4条 前条の規定により取引停止の措置を行う場合において、当該措置について責を負うべき下請負人(再委託先)があることが明らかになったときは、理事長は、当該下請負人(再委託先)に対して、当該取引停止の措置を行う業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行うものとする。

(他の公共機関において取引停止の措置要件が発生した場合の取扱い)

第5条 理事長は、業者が他の公共機関から取引停止の措置を受けた場合、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができるものとする。

(取引停止期間の特例等)

- 第6条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
- 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 二 別表第1号から第8号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
- 一 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者しか取引の相手方がいない場合。
 - 二 緊急の購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合。
 - 三 現に履行中の購入等契約に直接関連する購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止期間の特例）

- 第7条 第3条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、取引停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができるものとする。
- 一 談合情報を得た場合、又は機構の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第4号、第6号又は第8号に該当したとき。
 - 二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第3号及び第4号に該当する業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）。
 - 三 機構の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第5号から第8号までに該当する業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

（指名等の取消し等）

- 第8条 理事長は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 理事長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に
至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第9条 理事長は、取引停止の期間中の業者が機構の購入等契約の全部又は一部を下請する
ことを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している
場合は、この限りでない。

（取引停止の通知等）

第10条 理事長は、第3条の規定により取引停止を行い、第6条第5項の規定により取引停
止の期間を変更し、又は第6条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者
に対し遅滞なく通知するものとする。

2 経理責任者（独立行政法人日本学生支援機構会計規程（平成16年規程第1号）第22
条に規定する経理責任者をいう。）は、理事長が第3条に規定する措置を講じた場合は、
「物品購入等契約に係る取引停止について」（平成18年11月27日付文部科学省大臣
官房会計課政府調達室長通知）に基づき、速やかに事実関係の概要、措置の相手方及び措
置の内容等を文部科学省大臣官房会計課総務班主査に通知するものとする。

3 この要項に係る事務は、財務部経理課契約係が処理するものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第11条 理事長は、取引停止の措置を行わない場合において、必要があるときは、当該業者
に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附則

この要項は、平成20年8月21日から施行する。

別表（取引停止の措置基準）

措置要件	取引停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>4 機構の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 他の公共機関の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内</p>

措置要件	取引停止期間
<p>6 機構の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を受けないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>7 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p>
<p>8 機構の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>9 業務に関し、次のイからヌに掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 納品の事実を偽ったとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ロ 架空請求を行ったとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ハ 業務の履行に当たり、故意又は重大な過失により、粗雑な履行をしたとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ニ 落札者等の契約の締結又は契約者の契約の履行を妨げたとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ホ 契約において、落札後に契約締結を辞退したとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ヘ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ト 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>チ 契約に関し、提出書類に意図的な虚偽があったとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>リ 機構の許可を得ず、物品の販売・貸付その他業者の将来的な営利のために営業活動を行ったとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>ヌ 前各号に掲げる場合のほか、購入等契約に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

【別紙様式1】

学支経第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社
代表者 〇 〇 〇 〇 殿

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 〇 〇 〇 〇 [印]

取引停止通知書

下記の理由により、貴社（殿）を取引停止としましたので、通知します。

記

1. 取引停止の期間
平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日（●か月間）
2. 事実概要
3. 取引停止の理由
4. 提出済の見積（入札）書等の取扱
契約日が取引停止措置の期間中となる契約は行わないため、（※当該指名等）を取り消し、既に提出済みの見積（入札）書等は無効とします。
5. 問い合わせ先
独立行政法人日本学生支援機構
財務部経理課契約係（担当：〇〇）
電話03（6743）6022

【別紙様式2】

学支経第〇〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

代表者 〇 〇 〇 〇 殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 〇 〇 〇 〇 [印]

取引停止期間変更通知書

平成〇〇年〇月〇日付け学支経第〇〇〇〇号をもって貴社（殿）の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので、通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日（●か月間）

2. 期間変更の理由

3. 問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構

財務部経理課契約係（担当：〇〇）

電話03（6743）6022

【別紙様式3】

学支経第〇〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

代表者 〇 〇 〇 〇 殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 〇 〇 〇 〇 [印]

取引停止解除通知書

平成〇〇年〇月〇日付け学支経第〇〇〇〇号をもって貴社（殿）の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止を解除しましたので、通知します。

記

1. 取引停止の解除日 平成〇〇年〇月〇日

2. 解除の理由

3. 問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構

財務部経理課契約係（担当：〇〇）

電話03（6743）6022

【別紙様式4】

学支経第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

文部科学省大臣官房会計課政府調達室長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
財務部長 ○ ○ ○ ○ [印]

取引停止事由発生通知書

このたび、下記のとおり、取引停止の措置を講じましたので、通知します。

記

1. 事実関係の概要
(※事実関係について、発生日時、場所等の概要を記入)
2. 措置の相手方
(※商号又は名称、住所等を記入)
3. 措置の内容
(※取引停止の期間の始期及び終期等を記入)
4. 措置の根拠
(※措置の根拠となる内部規程等を記入)
5. その他
(※必要に応じ、新聞記事等の参考資料を添付)